

事務連絡  
令和2年3月4日

市内地域密着型通所介護事業所  
市内認知対応型通所介護事業所  
市内小規模多機能型居宅介護事業所  
市内看護小規模多機能型居宅介護事業所  
市内通所型サービス事業所

管理者様

東村山市介護保険課長 江川 裕美

### 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止について（依頼）

平素より、当市の介護保険事業に関しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては「社会福祉施設等（入所系・居住系サービスを除く。）にける感染拡大防止のための留意点について」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」などを当市ホームページにてお示ししておりますが、スポーツクラブにおける感染拡大の事例を踏まえ、以下の点に特に留意し、社会福祉施設等（以下、「施設」という）において感染拡大防止に引き続き務めていただくようお願いいたします。

#### 記

- 施設の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断るものとする。なお、送迎を行わない施設においては、施設利用前に同様の対応をする。また、職員についても出勤前に体温を計測し、発熱が認められる場合には出勤を行わないことを徹底する。
- 一般的な感染経路は飛沫感染、接触感染であることを踏まえ、施設内の手で触れる共有部分（手すりドアノブ、福祉機器等）の消毒をする。
- 発熱により利用を断った利用者については、施設から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所等に情報提供を行い、併せて市に報告をする。

以上

#### 【担当】

東村山市健康福祉部介護保険課給付指導係  
電話：042-393-5111（代）3143（内線）